

国立大学法人秋田大学の平成25事業年度  
財務諸表及び決算報告書に関する意見書

私ども監事は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表及び決算報告書について監査を行いその結果につき以下のとおり意見を付して報告します。

1. 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、役員会その他の重要な会議に出席するほか、役員(監事を除く、以下同じ。)等からの事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査法人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人秋田大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成26年6月25日

国立大学法人秋田大学  
学 長 澤 田 賢 一 様

国立大学法人秋田大学

監事 長谷部 勝 

監事 大橋 隆 